

環境アセスメント制度の概要と 施行の状況

環境アセスメント制度とは

- ・大規模な造成事業を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境影響（動植物、生態系、景観等）を事前に調査、予測、評価する。
- ・その結果を公表し、住民や地方公共団体の意見を聴く。
- ・それらを踏まえ、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく手続き（規制や許認可ではない）。



図の出典：環境省「環境アセスメント制度のあらまし」

県アセス条例の制定経緯と本県の面積要件が厳しい理由

制定当時の時代背景

- 昭和54年（1979年）滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例制定 ←全国に先駆けた窒素、リンの規制
- 昭和56年（1981年）滋賀県環境影響評価に関する要綱制定
- 平成10年（1998年）滋賀県環境影響評価条例制定

- ・ アセス要綱制定当時は、琵琶湖総合開発事業など大規模事業が相次いで計画される一方、琵琶湖の富栄養化による影響が顕著に現れた時期
- ・ 検討されていた県アセス要綱の面積規模についても、必然的に厳しい水準とされたものと考えられる（琵琶湖を有する本県の地域特性を考慮）
⇒ 乱開発抑制、水環境保全、水源涵養、生態系保全

現在の状況

- ・ G7広島首脳コミュニケ（共同声明）〈2023年5月20日〉において、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失や汚染という3つの世界的危機に直面している」※と述べられており、このような影響は本県でも顕在化している。
- ・ このため、本県においても、CO₂ネットゼロを含む気候変動への対応、生物多様性戦略の策定など様々な環境保全・再生に取り組んでいる。
- ・ **制定当時にも増して、環境への配慮（＝持続可能な開発）が求められている。**

（※）環境省の環境白書から抜粋）

県アセス条例（県アセス要綱）の施行状況

昭和56年度から令和5年度末まで

事業の区分	手続き件数
道路の整備事業	2
河川の整備事業（ダム、堰の建設）	4
発電機の設置事業	1
廃棄物処理施設の建設事業	1 4
下水道終末処理施設の整備事業	1
公有水面の埋立、干拓事業	6
港湾施設の建設事業	2
土砂・砂利採取事業	2
宅地（住宅団地）の造成事業（土地区画整理事業を含む）	7
工業団地の造成事業（土地区画整理事業を含む）	1 1
工場の建設事業	4
レクリエーション施設の建設事業	2 3
高層建築物の建設事業	1
その他、知事が必要と認めるもの（大学の設置等）	4
計	8 2

対象事業（条例アセス）（１）

■単独開発事業

対象事業の種類	対象規模要件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4トン以上（規模の変更 時間 4トン以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 全て 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園は10ha以上増））

対象事業（条例アセス）（２）

■ **面的開発事業** ⇒ No. 11～14まで **全て同じ面積規要件**

□：今回検討を行う事業

対象事業の種類	対象規模要件
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）
13. 宅地の造成事業 ⇒ メガソーラーの設置等を含む	事業面積 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上） （増設 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）

※ No. 11～14の事業の種類のいずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積が20ha以上のものは「複合開発事業」に該当。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものもアセス手続きの対象。

■ その他事業

対象事業の種類	対象規模要件
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m ³ 以上（増設 日 2,000m ³ 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積（次の土地の部分を除く） 10ha以上（増設 10ha以上の増） ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの （ア）当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと （イ）当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m ² 以上（増築、改築 5万m ² 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）

各都道府県アセス条例の対象規模要件（１）

①工業団地の造成事業

規模要件	都道府県数	内訳
100ha～	1	兵庫
75ha～	9	宮城、秋田、山形、茨城、富山、愛知、和歌山、鳥取、大分
50ha～	22	北海道、青森、岩手、福島、栃木、千葉、新潟、石川、長野、静岡、京都、大阪、奈良、島根、岡山、広島、愛媛、山口、高知、福岡、熊本、宮崎
40ha～	3	福井、岐阜、鹿児島
30ha～	4	山梨、長崎、徳島（35ha～）、佐賀（35ha～）
20ha～	6	群馬、埼玉、三重、滋賀、香川、沖縄
10ha以下	2	神奈川（10ha～）、東京（全て）

※ 条例で「第２種事業（アセス手続きを行うか個別に判断する事業）」を規定している道府県（網掛けの道府県）は「第２種事業」の対象規模で比較している

※ 「第１種事業（必ずアセス手続きを行う事業）」では、北海道・岩手県・山口県：100ha以上、福島県・京都府：75ha以上、徳島県：70ha以上、群馬県・福井県：50ha以上

※ 高知県、福岡県、佐賀県は、「宅地（事業用地を含む）造成事業」としての規模要件

各都道府県アセス条例の対象規模要件（２）

②工場の建設事業（工場用地の造成事業を含む）

規模要件	都道府県数	内訳
要件なし	17	北海道、岩手、新潟、長野、静岡、愛知、京都、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
100ha～	1	兵庫
75ha～	7	宮城、秋田、山形、富山、茨城、和歌山、鳥取
50ha～	11	青森、福島、栃木、群馬、千葉、石川、大阪、島根、岡山、広島、熊本
40ha～	1	福井
30ha～	2	山梨、長崎
20ha～	4	埼玉、三重、香川、岐阜（かつ改変8ha～）
15ha～	1	奈良
10ha～	3	神奈川、滋賀、東京（敷地0.9ha～、建築0.3ha～）

※ 条例で「第２種事業（アセス手続きを行うか個別に判断する事業）」を規定している福島県、福井県（網掛け）は「第２種事業」の対象規模で比較している。

※ 「第１種事業（必ずアセス手続きを行う事業）」では、福島県：75ha以上

※ 上記の表は、「排ガス量」「排水量」「面積」で要件を設定している都道府県の場合も、「面積のみの対象規模要件を抜粋している。

これまでの制度見直しの状況

- 平成21年（2009年） 9 月 対象事業に「風力発電所（出力1,500kW以上）」を追加【規則改正】
- 平成23年（2011年） 9 月 工業団地での工場の新增設のうち、平成23年9月28日から平成26年9月27日までに行われるものについては対象要件を緩和【規則改正】
- | 【改正前】 | | 【改正後】 | |
|--------|-------------------------|-------|-------------------------|
| ・敷地面積 | 10 ha | | 20 ha |
| ・燃料使用量 | 3 kL/h | ⇒ | 10 kL/h |
| ・排水量 | 2,000 m ³ /日 | | 5,000 m ³ /日 |
- ※東日本大震災後の時限的措置
- 平成25年（2013年） 3 月 配慮書手続きの新設、電子縦覧の義務化等【条例改正】
- 令和4年（2022年） 3 月 工場の建設に係る面積要件（10ha）に、工場跡地等を含まないことに変更【規則改正】
- 【ケース①】自然地で計画される事業 ⇒ 敷地面積10ha以上がアセス対象
- 【ケース②】工場跡地で計画される事業 ⇒ 面積要件10haに工場跡地を含まない
（造成に伴う新たな環境影響が生じないため）
- 令和6年（2024年） 3 月 再エネ「促進区域」での認定地域脱炭素化促進事業については配慮書の規定を適用しないことに変更【条例改正】
- 【改正理由】
- ・促進区域内での市町が認定した再エネ整備事業は、アセス手続きの配慮書段階で検討が求められている「立地選定」等の検討が既になされているため

手続きに要する期間（１）

手続きの流れ

【所要期間
の目安】

配慮書

- ・ 事業の計画段階での環境配慮
- ・ 事業場所等の複数案を検討

6ヶ月

方法書

- ・ 環境影響評価を行う項目、方法を検討
（項目：大気、水質、騒音・振動、動植物・生態系、景観等）

6ヶ月

現地調査

- ・ 森林地域など動植物・生態系の調査が必要な場合は最低１年以上
- ・ 造成地での事業の場合は、適宜、短縮可能

調査項目に
よって異なる

準備書

- ・ 環境影響の調査予測評価結果や環境保全対策を検討

9ヶ月

評価書

- ・ 準備書を修正し内容を確定

2ヶ月

他法令の許認可・工事着手

手続きに要する期間（２） 環境影響の調査・予測・評価

- ・環境影響の調査、予測、評価がなされる項目（県内の工業団地造成事業の例）

		工事中の影響				施設の供用開始後の影響			
		土地 改変	建設	重機の 稼働	工事車両 の走行	造成地の 存在	施設の 存在	施設の 供用	車両の 走行
大気環境	気象（日照障害等）								
	大気汚染			○	○	○		○	○
	騒音・振動			○	○			○	○
	低周波音							○	
	悪臭							○	○
	電波障害							○	
水環境	水質汚濁・水象	○				○		○	
	底質	○							
	地下水	○				○		○	
土壌環境	地形・地質	○							
	地盤（安定性等）					○			
	土壌汚染							○	
生物環境	動物・植物	○		○				○	
	生態系	○		○				○	
景観・人と自然との触れ合い活動の場		○				○	○	○	
廃棄物		○	○					○	
温室効果ガス		○		○				○	○
放射線量									
文化財・伝承文化		○					○		

手続きに要する期間（３） 縦覧期間・知事意見形成期間等の違い

		滋賀県	京都府	大阪府／ 和歌山県	兵庫県	三重県
配慮書	縦覧＋意見募集	30日	30＋14日	規定なし	30日	規定なし
	知事意見形成	90日	市長意見 回答から 30日		30日	
	審査会回数	2回	2回		2回	
方法書	縦覧＋意見募集	30＋14日	30＋14日	30＋14日	30日	45日
	知事意見形成	90日	90日	90日	120日	90日
	審査会	2回	3回	2回	4回	1～2回
準備書	縦覧＋意見募集	30＋14日	30＋14日	30＋14日	30＋15 日	45日
	知事意見形成	120日	120日	120日	180日	120日
	審査会	3回	3回	2回／3 回	5～6 回	1～2回
評価書	縦覧＋意見募集	30日	30日	30日	15日	45日
	知事意見形成	60日	なし	なし	なし	なし
	審査会	なし	なし	なし	なし	なし

手続きに要する期間（４）

- ・ アセス手続きは、**概ね３～４年**の期間を要するが、
- ・ 造成地で事業を計画することにより、**２～３年以内の期間**で手続きを終了した例もある

《表 アセス手続きに要した期間（最近の事例）》

事業の名称		事業の種類	事業予定地		手続 開始日	終了日 (評価書公告日)	所要期間
鳥居平・松尾工業団地造成事業 【日野町】	条例	工業団地造成	森林	約66ha	H31.1.18	R5.3.10	約４年３カ月
(株)村田製作所 守山新事業所 拠点整備【守山市】	条例	高層建築物	造成地	約6ha (約100m)	R4.3.31	R6.1.30	約１年10カ月
湖北広域行政事務センター 【長浜市】	条例	ごみ焼却施設	造成地	約3.5ha	R1.8.6	R4.3.22	約２年８カ月
南草津プリムタウン（※） 【草津市】	条例	土地区画整事業 (住宅団地)	農地	約32ha	H24.2.24	H27.3.16	約３年１カ月

※方法書からの手続き（平成26年３月までは配慮書手続の規定なし）

国の動向（産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化）

3つの手法

制度・規制改革

制度・規制

産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化

農林水産省

経済産業省

国土交通省

- 産業立地の際の土地利用転換に係る規制や手続きを見直すほか、宅地の造成工事に併せ、建物の建築工事を進めることが可能であることを明確化。
- これらにより、半導体等の重要物資等に係る国内生産拠点整備に要する期間を短縮。

取組	効果
① <u>市街化調整区域における開発許可の緩和</u>※ 半導体工場等の新設・増設を可能とする。 ※地域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業」について、市街化調整区域での開発許可を得るための要件を緩和。	事業者のニーズに応じた産業立地が可能に
② <u>土地利用転換手続に要する期間の短縮</u> 農地転用、開発許可等に係る手続を同時並行的に進め期間を短縮。	土地利用転換の迅速化（イメージ） 現状：1年程度 ⇒ 見直し後：4か月程度
③ <u>早期の建築着工による竣工までの期間の短縮</u> 宅地の造成工事と合わせ建物の建築工事を進めることで、竣工までの期間を短縮。	建設の迅速化（イメージ） 現状：3年程度 ⇒ 見直し後：2年3～6か月程度

関連する法令・予算

- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第18条（経済産業省）
- ・都市計画法第29条・第34条・第37条（国土交通省）
- ・農業振興地域の整備に関する法律第13条（農林水産省）
- ・農地法第4条・第5条（農林水産省）
- ・土地区画整理法第76条（農林水産省）

出典：内閣府HP「総合経済対策政策ファイル」
（2023年11月・内閣府特命担当大臣）

市町向けアンケート結果（１）【課題・合意形成】

- ・ 県内19市町にアンケートを実施し、産業誘致の課題を調査したところ、「アセス制度」は、「農地関係」や「都市計画関係」と並び、課題の1つとなっている。
- ・ 一方で、19市町中10市町が、アセス手続き以外に「環境配慮」や「地元合意」を進める手続きを独自には有していない。

【回答の内容】

問．産業誘致の課題（工場や工業団地の誘致が不調となる原因）として、影響が大きな要因を原因となっている順番で回答してください。

（単位：回答した市町数）

課題	1 番目	2 番目	3 番目	4 番目	5 番目
環境影響評価制度関係	1	5	5	2	0
産業振興に係る補助金等	0	1	2	3	6
都市計画関係	4	3	3	4	3
農地関係	8	8	1	0	0
工業用水関係	1	0	3	5	5
その他	5	1	1	1	1

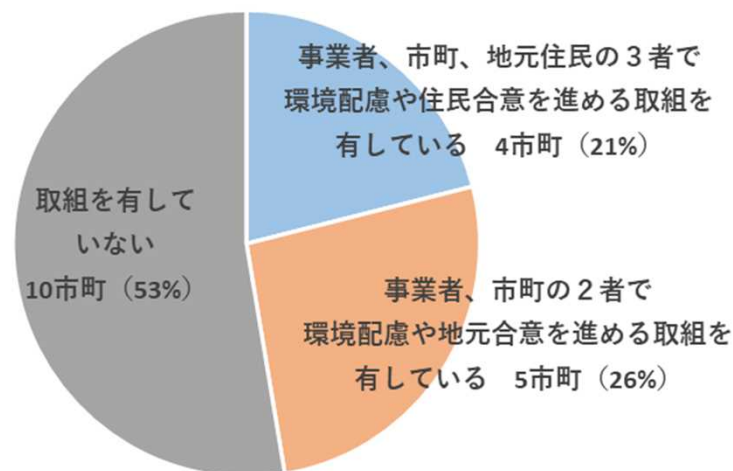
都市計画：土地利用の用途地域変更等に係る手続き

農地関係：農地転用に係る手続き

工業用水：工業用水道のインフラ整備

その他：産業用地の不足、土地所有者の同意、埋蔵文化財など

問．工場の建設や工業団地の開発に当たって、市町独自に行っている合意形成や環境配慮の取組（例：環境保全協定の締結など）は、ありますか。



市町向けアンケート結果（２）【面積要件の緩和】

問．令和３年度から令和５年度に相談のあった**工場**の開発に関する相談件数とアセス価制度が原因で不調となった件数を回答してください。

面積	相談件数	うちアセス制度が原因で不調になった件数
～10ha	158	
10～15ha	11	4
15～20ha	4	0
20～30ha	3	0
30ha～	3	1
不明	13	1
計	193	6

問．条例の「**工場**の面積規模要件（敷地面積10ha以上）」については緩和すべきと考えますか。

選択肢	市町数
緩和すべき	10
どちらかといえば緩和すべき	1
どちらかといえば緩和すべきではない	2
緩和すべきではない	0
どちらでもない	6

問．「**工場**の面積規模要件」はどの程度が妥当と考えますか。

妥当な面積要件	市町数
15～20ha	2
30～50ha	4
100ha	1
面積要件なし	4

【緩和すべき・どちらかというとも緩和すべきと考える理由】

- ・アセス制度があるため、やむを得ず10ha未満の造成計画としている旨を複数の企業から聞いている。
- ・工場の建設（10ha）と工業団地の造成（20ha）で対象面積に差異があるが、どちらの場合も造成工事に差がある訳ではなく、差異を設けることに違和感がある。
- ・環境県を謳っていても税収は上がらない。投資効果（雇用・税収）をアセスにより縮小されている。
- ・企業が面積規模要件の緩い「県外」を選択する一因となっている。
- ・生活環境は環境法令の整備等により昭和50年代と比較し大きく改善しており、持続的に発展することができる社会構築の観点から良好な環境の保全と秩序ある土地利用のバランスをとる必要がある。

【どちらかというとも緩和すべきではないと考える理由】

- ・規模が大きい場合は、環境配慮や地元との調整は必要であるため。
- ・緩和した時の影響が現時点で判断できないため慎重に判断すべきと考える。

【妥当な面積要件の根拠】

- ・近隣府県（奈良：15ha、三重：20ha、兵庫：100ha、近隣府県の平均：40～50ha）と同程度にはすべき。

市町向けアンケート結果（３）【都市計画との関係、市町条例との関係等】

問. アセス条例では、都市計画決定権者である市町が都市計画の決定（変更）手続きと併せてアセス手続きを実施できる規定があります。
この規定を知っていましたか。

選択肢	市町数
知っているが規定を活用する機会が無かった	1
知っているが規定を活用するのは困難	3
知らなかった	15

費用面、手続中の撤退リスク、立地が確約できない 等

問. 他の都道府県アセス条例では、市町村が定める条例でアセス手続きが行われる場合、県条例は適用しない旨の規定を設けている場合があります。本県が条例でこのような規定を設けた場合、貴市町は市町条例を制定しますか。
なお、市町条例を制定した場合、アセス手続きの審査を行うのは市町になります。

選択肢	市町数
市町条例の制定を検討する	0
市町条例の制定を検討しない	4
現時点では判断できない	15

【自由記述欄に記載された意見】

- ・市町の定める産業誘致の方針等に沿った開発の場合は面積要件を緩和するなど、近隣府県並みの水準となるように見直していただきたい。
- ・農地転用には概ね３年必要な反面、民間企業のスピード感は速く、立地の話が出てから１～２年以内に建築着工を希望されます。この上、環境アセスに３～４年要すると企業立地はまず望めない。
農地転用は全国的な課題ですが、アセス条例は県内のみの適用であるため、企業はどうしても他県に目を向けます。
- ・手続きを簡略化した「ミニアセス」のような仕組みを導入してはどうか。
- ・産業振興による税収確保や雇用の創出は重要であるが、環境への配慮や地元との調整も重要。
- ・各企業においてもCSR等の取組は行われており、行政が必要以上の規制を行う必要はない。
- ・農山村において工業団地開発は税収の安定化や働く場所の創出に繋がる。
- ・アセス条例の目的は理解するが、現在の運用では企業への負担（費やす時間、費用）が大きい。
- ・「地域との合意形成を図る機会」については、別の手続きにて求めることとし、面積要件の緩和および手続きの簡素化を図っていただきたい。環境にも配慮しつつ、産業振興を推進していくのが理想的。
- ・環境保全を図るべきエリア（琵琶湖周辺、水域、山地等）と、既に経済活動を行っているエリア（市街化区域周辺、田園エリアなど）で面積基準を分けてはどうか。
- ・現行制度で環境保全と産業振興のバランスが取れている。緩和については慎重に議論されるべき。

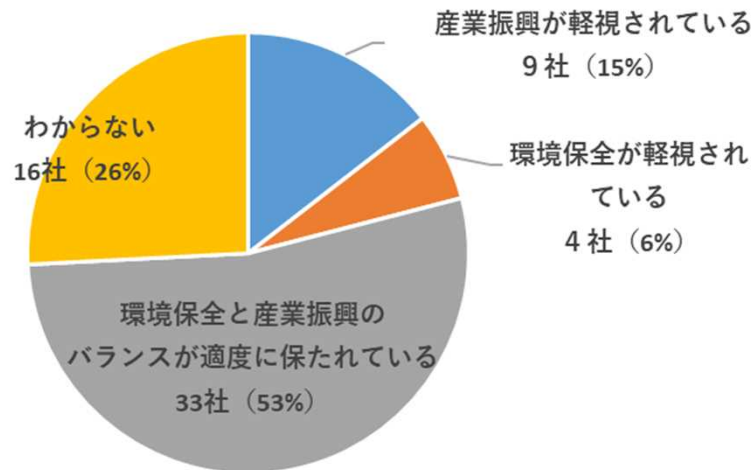
県内企業向けアンケート結果（１）

- ・現在、県内に立地している企業にアンケート調査を行ったところ、６２社から回答があった（Ｒ６年８～９月に調査を実施）

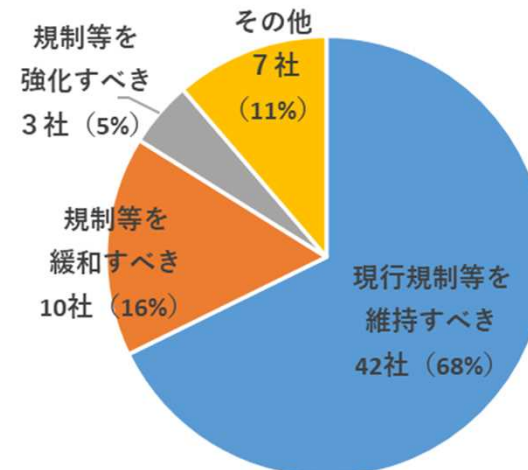
【回答者内訳】

業種	製造業：８０％、サービス業：１０％、建設業：３％、その他：３％	
敷地面積	10ha未満：４１％、10～15ha：４％、15～20ha：６％、20ha以上：１１％	
県内での操業年	昭和39年（1964年）以前	１６％
	昭和40～59年（1965～1984年）	２８％
	昭和60～平成９年（1985～1997年）	１０％
	平成10年（1998年）以降	８％

問．環境アセスメント制度など、本県が進めてきた施策にどういった印象を持っていますか。



問．環境先進県とも呼ばれる本県は、今後どういった考え方で施策を進めるべきと考えますか。

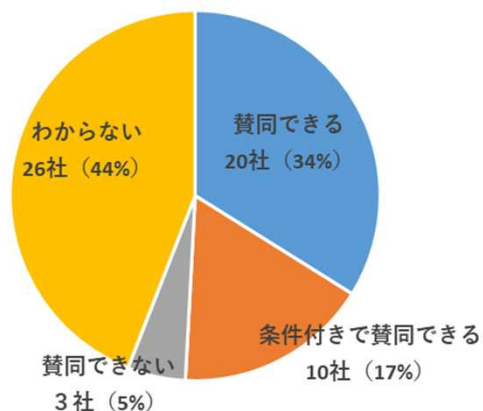


【具体的な御意見】

- ・環境配慮は前提ではあるが、行き過ぎた規制は経済活動のマイナス要因となる。
規制した際の科学的根拠は最新の知見をもとに見直しも図るべきと思う。
- ・規制水準は維持すべきと考えるが、個別の規制の内容については法整備の状況なども踏まえ緩和も必要と考える。
- ・アセス制度に関しては、規模要件の厳しさに加え、各段階の手続き・審査の厳しき（手続きに時間がかかること）がネックに感じる。

企業向けアンケート（２）【対象要件の見直し】

問．産業振興の観点から、環境影響評価条例の対象事業のうち「工場」「工業団地」の整備事業については対象とする面積要件を緩和すべきという意見があります。この意見に賛同できますか。



■「賛同できない」を選んだ理由

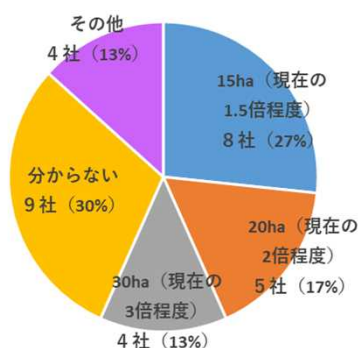
自然環境に対し修復不能な環境影響が生じる可能性がある	2件
騒音、振動、水質汚濁および大気汚染といった公害が発生する可能性がある	2件
地元と合意形成を図る機会が失われる	1件

■「条件付きで賛同できる」を選んだ場合の具体的条件

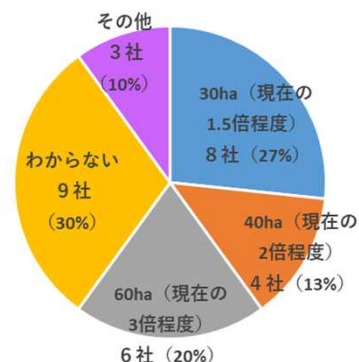
既に別目的で造成されている土地など、造成等に伴う新たな環境影響が生じない場合	7件
先進的な産業の誘致や地域雇用の創出につながる場合	6件
「工場」や「工業団地」を造成することについて、地元と一定の合意形成が図られている場合	5件
交通渋滞や交通事故が発生しない場合	2件

■「賛同できる」「条件付きで賛同できるを選んだ場合の許容限度

【工場】



【工業団地】

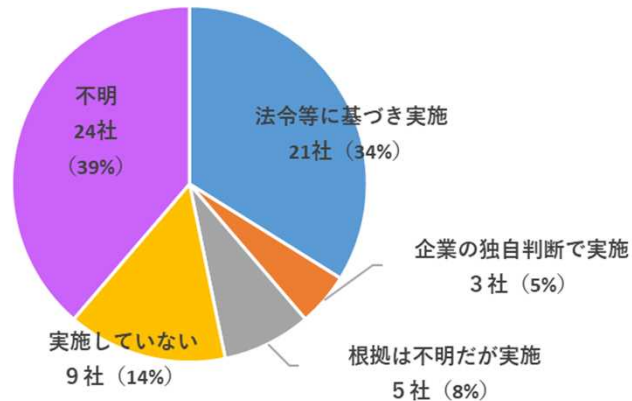


【その他を選んだ場合の意見（工場、工業団地）】

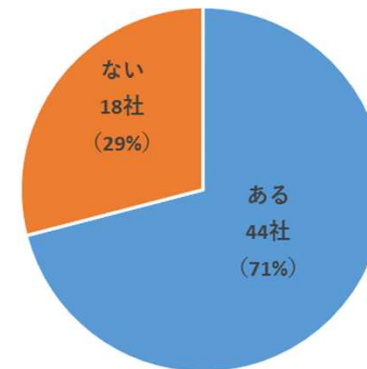
- ・法令遵守されるならば縛りはなくてもよい
- ・面積ではなく周囲の立地条件に対応する（用地の条件）
- ・面積での視点も必要だが、環境に対するリスクの有無等、業務内容の視点を加えると良いと考える。また、手続きに掛かる期間が長く新規参入を妨げることに繋がると考える。
- ・面積ではなく業種と事業規模。

企業向けアンケート（３）【合意形成の有無】

問．工場等を設置する際に、アセス手続以外で、地域住民の方に工場等の概要、周辺環境への配慮事項等を説明する機会や地元と環境保全協定を締結する機会がありましたか。



問．現在、地域の住民の方とコミュニケーションを図る機会がありますか。



【自由記述（本県の「環境保全施策」と「産業振興施策」、また、それらのバランスについて）】

- ・人口減少が進行し始めた現在、地域活性化には産業振興は非常に重要。現状の環境保全施策を維持しつつ、人口減少に歯止めをかけられるよう産業振興に関わる施策を強力に進めるために、規制緩和を進めることは最重要課題として取り組んで欲しい。
- ・琵琶湖の水質及び環境保全は絶対と考えるが、地域及び産業の発展の為に、この有利な立地や歴史ある交通の要所という点を十分に活用して頂きたい。
- ・環境保全に貢献できる技術を持つ企業を誘致し、その貢献度にあわせて工場設置要件の緩和や優遇措置を検討してはどうか。そのような技術を持たない企業であっても、環境保全投資や、技術者育成など、未来の地球環境保全に貢献する企業は同じく緩和や優遇措置の対象にしてはどうか。
- ・産業側の意見を集約する機会は保って欲しい。
- ・日本一の琵琶湖を有する限り、この環境は未来に引き継ぐべきである。
- ・森林を切り開いたりしないで、今は使っていない土地を整地して、企業用地として欲しい。